

審議用

鈴鹿市上下水道事業の経営の在り方について

答 申 書（案）

令和4年4月 日

鈴鹿市上下水道事業経営審議会

第1 はじめに

上下水道事業は、安心、安全な水の安定供給、生活排水処理など日常生活に欠かすことができない都市基盤として、重要な役割を担っており、将来にわたって事業を安定的に続けていくために、平成30年に中長期的な視点に立った経営の基本計画である鈴鹿市上下水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）が策定された。

経営戦略の策定に当たっては、平成28年10月から平成29年10月まで鈴鹿市上下水道経営審議会（以下「審議会」という。）を7回開催し、鈴鹿市の上下水道事業の現状分析及び課題抽出を行い、中長期的な投資試算・財源試算やそれらを踏まえた経営健全化に向けた取組について審議を行った。また、水道料金、下水道使用料等に係る受益と負担の在り方について検討し、新しい水道料金、下水道使用料等の体系案についての審議及び答申を行い、これらの結果を踏まえ平成30年4月には水道料金、下水道使用料等の改定が行われた。

経営戦略は策定して終わりではなく、策定後は毎年度、進捗管理を行うとともに3年から5年の間に改定をしていく必要があり、改定に当たっては、経営戦略において設定した目標の達成度を検証・評価する必要がある。

当審議会では、経営戦略の中間期の検証として、令和3年8月からこれまで4回の審議会を開催し、目標の達成度や計画の見直しの必要性について審議を行った。経営戦略策定時から上下水道事業を取り巻く経営環境は刻一刻と変化しており、人口減少の加速や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会情勢の変化を踏まえ、上下水道事業の経営の在り方についての審議を行った。

それらの審議結果をまとめたので、以下のとおり答申する。

第2 水道事業

1 中間検証

（1）投資目標の達成度

管路については、大規模災害等の非常時における水の安定供給を図るために、老朽化が進み耐震化が不十分な基幹管路を優先的に更新していく計画であり、令和8年度末までに基幹管路の耐震化率を49%にすることを目標としている（経営戦略24ページ）。

令和2年度末時点での基幹管路の耐震化率は40.9%であり、各年度の計画値をおおむね達成しており、順調に進捗していることが確認できた。

施設については、耐震性能が不足している配水池等から優先し

て更新（耐震化）する計画であり，令和 8 年度末までに送水場の耐震化率を 84％に，配水池の耐震化率を 96％にすることを目標としている（経営戦略 24 ページ）。

令和 2 年度末時点での送水場の耐震化率は 78.8％，配水池の耐震化率は 60.4％であり，経営戦略の計画どおりに進捗していることが確認できた。

（２）財源目標の達成度

大規模災害発生時でも事業を継続することができるよう，維持管理費や企業債の元利償還金等，恒常的に発生する 6 か月分の支出額（約 15 億円以上）の確保を図ることとするほか，1 人当たり企業債残高を経営戦略策定時の水準（72,000 円/人）以下に抑制することを目標としている（経営戦略 32 ページ）。

令和 2 年度末の資金残高は約 29 億円であり，各年度目標値を上回っており目標が達成できている。しかし，その一方で令和 2 年度末の 1 人当たり企業債残高は 73,500 円となっており，各年度目標値を上回っている状況にある。

主な要因としては，平成 29 年度からの住吉配水池更新工事の支払のために経営戦略の計画より多く企業債を発行したことによるものである。

（３）料金収入

平成 30 年 4 月の料金改定により，平成 30 年度以降は料金収入が増加しているものの，経営戦略の計画値を下回って推移している。

主な要因としては，世帯の少人数化の進行などにより 1 世帯当たりの有収水量が減少し，従量料金が低く設定されている 1～50 m³の水量区分の件数が想定より増えたことによるものである。

2 審議会での検討事項及び意見

（１）投資計画の見直し

ア 事務局から提示された内容

高塚配水池の当初の更新計画では，更新予定地に存在する古墳を取り壊して発掘調査を行った後に施設を建設する予定であった（経営戦略 22 ページ）が，令和 2 年度に鈴鹿市文化財調査会からの答申を受けた鈴鹿市教育委員会から古墳の墳丘の保存を図るよう意見が出された。また，平野送水場の水質改善が必

要となるなど、投資計画の見直しが必要となり、次の順のとおり施設整備の優先順位の見直しを検討する。

① 平野送水場

濁り水の原因となるマンガンの含有量が近年増加傾向にあり、他の送水系統に比べて濁り水が多く発生しており、水質改善が急務となっている。そのため、平野送水場に除鉄・除マンガン設備（濁り水の発生原因となる成分を除去する設備）の設置を優先する必要がある。

② 河田送水場

施設の老朽化に加えて、水源井の能力低下が進んでおり、施設の更新等が必要な状況である。しかし、近隣の平田送水場からの送水量や、三重県企業庁からの受水量を増やすことで配水が可能な状況である。

③ 広瀬送水場・高塚配水池・高塚中継施設

老朽化が進んでおり、施設の更新等が必要であるものの、施設が停止した場合でも、隣接する椿一宮配水ブロックから配水が可能な状況である。

なお、②及び③の更新については、将来の水需要を検証し、過剰な施設投資とならないよう、施設規模の適正化（ダウンサイジング）や送水場・配水池自体の統廃合、三重県企業庁からの受水の活用等を今後具体的に検討していく。

イ 審議会の意見

経営戦略策定時から各施設の状況が変化してきており、施設整備の優先順位を見直すことに関して理解できた。市民生活の基本となる安全安心な水道水の供給のため、濁り水の対策に重点を置いており合理性がある。また、優先順位を見直した場合でもバックアップ体制がとられていることも確認できた。

なお、投資計画の立案の際には実現性を高めるために、事前の調査や代替案の準備などに努められたい。また、必要となる財源の確保に努め、投資と財源のバランスをとりながら投資計画を立案する必要がある。

1 (2) 財源目標の見直し

2 ア 事務局から提示された内容

3 1人当たり企業債残高は、令和3年度末には経営戦略の目標
4 値の72,000円以下を達成する見通しではあるが、近隣市と比較
5 すると依然として高い水準にあり、将来世代に過度の負担を残
6 さないよう自己資金を活用して起債を抑制し、令和8年度末の
7 目標値を58,000円に見直すことを検討する。今後は起債を抑制
8 しながら必要な投資を行うため資金残高が減少傾向となる見込
9 みであるが、一事業年度に必要となる約15億円以上の運転資金
10 を確保していく。

11
12 イ 審議会の意見

13 企業債を多く借り入れたことにより、1人当たり企業債残高
14 が増え、資金残高が目標値を大きく上回っており、運転資金が
15 過剰となるなど課題が残った。今後は起債を抑制しつつ、合理的
16 な資金の確保と計画的な資金運用に努められたい。

17 また、経営戦略では約15億円以上を確保することとされているが、物価の高騰等、社会情勢の変化に合わせて確保する資金
18 の見直しも必要である。

19
20
21 (3) 水道料金について

22 ア 事務局から提示された内容

23 前回の答申を受けて実施した平成30年4月の料金改定によ
24 り、資金不足を解消し、必要となる投資財源や運転資金を確保
25 するなど経営改善を図ることができたが、大規模災害などの非
26 常時における水の安定供給のためには継続的な投資が必要となる
27 。

28 今後の投資試算及び財源試算では、人口減少社会の到来等によ
29 り水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを見据え、
30 起債を抑制しつつ今後の投資に必要な自己資金を確保できる
31 見通しであることから、現在の料金水準の維持が妥当であると
32 考える。

33
34 イ 審議会の意見

35 平成30年4月の料金改定の際には、少量使用者や一般使用者
36 への影響を少なくするなどの配慮が必要ということで、水量区
37 分の細分化を行っている。しかし、世帯の少人数化の進行など

により 1 世帯当たりの有収水量が減少しており，従量料金が低く設定されている 1～50 m³の水量区分の件数が想定より増えたことにより計画値を下回る結果となった。

今後，健全な経営を中長期的に維持できないと見込まれるときには，料金水準の妥当性を適宜検討する必要がある，料金の見直しを行う際には，水量区分の変動も見据えた従量料金の設定が重要と考える。

(4) 経営改善に向けた取組について

ア 事務局から提示された内容

人口減少に伴う水需要の減少，水道施設の老朽化及び耐震化に伴う更新費用の増大，深刻化する人材不足等といった様々な課題を抱えており，経営環境が更に厳しさを増すことが予測され，持続可能な水道事業経営に向けた取組が求められている。

令和 4 年度には，三重県が「水道広域化推進プラン」の策定を予定しており，水道メーターの共同購入や料金徴収・検針業務等の広域化といった様々な取組について三重県や県内市町と具体的な検討を進めており，また，維持管理の包括業務委託といった民間活用の導入についても検討し，効率的な事業運営に努める。

イ 審議会の意見

国が広域連携や官民連携といった経営基盤の強化を推進しており，広域化や民間活用による効果の検証や業務の共同化の可能性について積極的に検討されたい。

第 3 下水道事業

1 中間検証

(1) 投資目標の達成度

ア 公共下水道事業

令和 8 年度までの 10 年間は，国が掲げる汚水処理施設整備について 10 年程度を目標におおむね完了することとした「汚水処理施設整備の 10 年概成」に沿って，集中的に投資をする計画であり，令和 8 年度末までに整備面積（累計）を 2,649ha に，下水道処理人口普及率を約 70%にすることを目標としている（経営戦略 69 ページ）。

令和 2 年度末時点の整備面積（累計）は 2,223ha，下水道処

理人口普及率は 59.5%であり、各年度の計画値を上回って推移しており、順調に進捗していることが確認できた。

イ 農業集落排水事業

全ての地区で整備が完了しており、今後は耐用年数を経過した設備の更新や、機器の修繕等の維持管理が中心となってくるため、ストックマネジメントを導入して最適整備構想を策定し持続的な保全に備えること、また、維持管理費用を平準化し長寿命化に向けた維持管理を実施することを目標としている（経営戦略 71 ページ）。

令和 2 年度に最適整備構想を策定し、効率的な維持管理ができており、また、維持管理費用についても、令和 2 年度末まで各年度大きな変動はなく平準化が図られていることが確認できた。

(2) 財源目標の達成度

ア 公共下水道事業

自立的で持続可能な経営を実現するため、経費回収率の向上及び基準外繰入金の抑制を目標としている（経営戦略 79 ページ）。

令和 2 年度末の経費回収率は 89.1%であり、各年度計画値を上回っており、計画どおりに推移していることが確認できた。

また、基準外繰入金については、平成 30 年度以外は計画値と同程度で推移していることが確認できた。

イ 農業集落排水事業

自立的で持続可能な経営を実現するため、公共下水道事業と同様に、経費回収率の向上及び基準外繰入金の抑制を目標としている（経営戦略 85 ページ）。

令和 2 年度末の経費回収率は 62.1%であり、各年度おおむね計画値を上回っており、計画どおりに推移していることが確認できた。また、基準外繰入金については、各年度計画値より抑制できており、計画どおりに推移していることが確認できた。

1 (3) 使用料収入

2 ア 公共下水道事業

3 新規整備による水洗化人口の増加に伴い、使用料収入は毎年
4 度増加しており、また、使用料改定により平成 30 年度は大きく
5 増加し、各年度の計画値を上回って推移している。

7 イ 農業集落排水事業

8 平成 30 年 4 月の使用料改定により、平成 30 年度以降は使用
9 料収入が増加しているものの、経営戦略の計画値を下回って推
10 移している。主な要因としては、人口減少の加速により有収水
11 量が減少したことによるものである。

13 2 審議会での検討事項及び意見

14 (1) 投資計画の見直し（公共下水道事業）

15 ア 事務局から提示された内容

16 平成 30 年度に、10 年概成の目安として「污水处理人口普及
17 率 95% 以上」が国から示され、令和 2 年度以降は、この目安を
18 達成すると新規整備に対する国庫補助金の優先的な配分対象か
19 ら除外されることとなった。また、令和 9 年度以降は、国庫補
20 助金が未普及解消の新規事業から維持管理事業へ移行すること
21 が打ち出された。

22 こうした污水处理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化
23 したことを受け、10 年概成期間中に整備が完了しない地域の一
24 部（市街化調整区域及び市街化区域の鈴鹿川以西の庄野及び加
25 佐登地区）について、令和 2 年度に整備手法を合併処理浄化槽
26 へと見直しを行った。

27 しかし、鈴鹿市の人口は、40 年後には現在の約 75% まで減少
28 する見込みとなっており、使用料収入の減少や人口密度の低下
29 による施設効率の低下が危惧される状況にある。また、国庫補
30 助金が削減された後も引き続き公共下水道の整備を行うとな
31 ると、投資費用の大部分を自己資金で賄うこととなり、経営状況
32 の悪化が懸念される。

33 国からは人口減少等の社会状況の変化を踏まえ整備手法の更
34 なる見直しが要請されていることから、既に公共下水道を整備
35 すると周知している事業計画区域までは整備を実施し、事業計
36 画区域内の老朽化した団地の大型合併処理浄化槽の解消を図り
37 つつ、令和 8 年度末までに污水处理人口普及率 95% 以上とする

1 ことを目標として公共下水道整備区域を見直すこととし、投資
2 目標の整備面積（累計）を 2,506ha に、下水道処理人口普及率
3 を約 67% への見直しを検討する。

4 5 **イ 審議会の意見**

6 経営戦略策定時から国の方針が変化してきており、また、鈴
7 鹿市の人口においても、経営戦略策定時から想定以上に人口減
8 少が進行していることから、事業を取り巻く社会状況の変化に
9 応じて計画の見直しを行っていくことが重要である。

10 現在の経営状況を鑑みると、自主財源により新規整備を進め
11 ることは難しい状況であり、国庫補助金を最大限活用して 10
12 年概成の達成に向けて整備を進められたい。また、汚水処理人
13 口普及率は、下水道処理人口・農業集落排水処理人口・合併処
14 理浄化槽人口の変動によって影響を受ける数値であるため、
15 95% 以上の目標を達成するためには、この 3 つの処理区域の人
16 口減少率等を毎年度モニタリングしつつ整備を進める必要があ
17 る。

18 19 **（２）合併処理浄化槽設置補助金の拡充**

20 **ア 事務局から提示された内容**

21 公共下水道処理区域及び農業集落排水処理区域以外の区域に
22 ついては浄化槽処理を促進する区域とし、その区域のうち、今
23 回の投資計画の見直しにより公共下水道整備区域の対象外とな
24 った市街化区域については、合併処理浄化槽設置費に対する補
25 助金の拡充を検討する。なお、今回の整備区域の見直しにより、
26 浄化槽を促進する区域となった住民には、整備区域の見直しの
27 必要性について十分に説明を行い、浄化槽補助についての丁寧
28 な周知を行う。

29 30 **イ 審議会の意見**

31 事務局からの提示のとおり、合併処理浄化槽設置費に対する
32 補助金の拡充を行い、浄化槽処理の促進を図られたい。

1 (3) 使用料について

2 ア 事務局から提示された内容

3 経費回収率は依然として 100%に満たない状況が続く見通し
4 であり、また、基準外繰入金は徐々に減少していく見通しでは
5 あるものの、経営戦略期間中は恒常的に発生する見通しである。

6 こうした状況を踏まえると使用料の見直しの検討が必要では
7 あるが、既に平成 30 年 4 月に大幅な使用料改定を実施したこと、
8 また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経済情勢が悪化し
9 ていることから、市民生活等への影響を考慮すると、現在の状
10 況下において使用料改定を行うことは難しいものと考え、今後
11 の動向を注視しながら慎重に検討していく。

12
13 イ 審議会の意見

14 前回の使用料改定から 4 年しか経過していないこと、また、
15 コロナ禍における市民生活への影響を考慮すると、現在の状況
16 下において使用料改定が難しい状況であることは理解できる。

17 しかしながら、今回の投資計画の見直しにより、令和 9 年度
18 以降は公共下水道事業も維持管理の時代に入っていく予定であ
19 り、将来の更新費用や維持管理費といった汚水処理に要する経
20 費については、本来使用料をもって賄うべきであり、定期的に
21 使用料改定について検討していく必要がある。

22
23 (4) 経営改善に向けた取組について

24 ア 事務局から提示された内容

25 今後の施設の老朽化、職員の減少による執行体制の脆弱化や
26 使用料収入の減少等といった様々な課題を抱える中、従来どお
27 りの運営方法では持続的な事業運営が困難となることが予想さ
28 れ、より一層効率的な事業運営が求められている。

29 令和 4 年度には、三重県が「広域化・共同化計画」の策定を
30 予定しており、汚水処理施設の統廃合や指定工事店登録・更新
31 事務の共同化といった取組について三重県や県内市町と具体的
32 な検討を進めていき、また、維持管理の包括業務委託といった
33 民間活用の導入についても検討し、効率的な事業運営に努める。

34
35 イ 審議会の意見

36 広域化や共同化、民間活用については、経費削減や技術力の
37 補完等といった効果が期待できるため、積極的に検討されたい。

1 第4 おわりに

2 諮問された上下水道事業の経営の在り方について、今回、これまで
3 審議してきた結果を答申としてまとめた。

4 水道事業は、大規模災害時等の非常時でも水の安定供給を図れるよ
5 う、老朽化した管路や施設の耐震化を投資目標としており、順調に耐
6 震化が図られている。しかし、経営戦略策定時から各施設の状況が変
7 化してきており、投資計画の見直しが必要な状況にある。見直しに当
8 たっては、人口減少による水需要の変化を踏まえ、施設規模の適正化
9 をはじめ、広域連携や官民連携といった取組についても積極的に検討
10 し、効率的な事業運営に努められたい。

11 下水道事業は、国が掲げる「汚水処理施設整備の10年概成」に沿っ
12 て公共下水道の整備を進めており、農業集落排水事業も耐用年数を経
13 過した設備の更新等が必要となる。

14 公共下水道事業については、国から10年概成の目安として「汚水処
15 理人口普及率95%以上」が示されたため、公共下水道を整備する区域
16 を縮小することにより投資費用が抑制されたとしても、自主財源だけ
17 での事業運営が難しい状況にある。

18 農業集落排水事業については、市街化区域より人口減少が進行して
19 おり、使用料収入は更に減少していく見込みであり、公共下水道事業
20 と同様、自主財源だけでの事業運営が難しい状況にある。

21 公共下水道事業・農業集落排水事業ともに、自主財源の確保として
22 使用料改定も考えられるが、現在の状況下において使用料改定を行う
23 ことは難しいため、水道事業と同様に、広域化や共同化、民間活用と
24 いった取組についても積極的に検討し、経費の削減や業務の効率化な
25 ど経営改善に向けて今後も不断に取り組んでももらいたい。

26 今後予定している鈴鹿市上下水道事業経営戦略の改定については、
27 本答申内容を十分に踏まえて行うよう努められたい。また、人口減少
28 の加速や、新型コロナウイルス感染症の拡大といった想定し難い事象
29 もあるかとは思いますが、経営環境の変化に応じた計画等の見直しを適宜
30 行い、将来にわたり事業を継続し、安定的な経営が実現できるよう、
31 継続的な経営努力に取り組んでももらいたい。